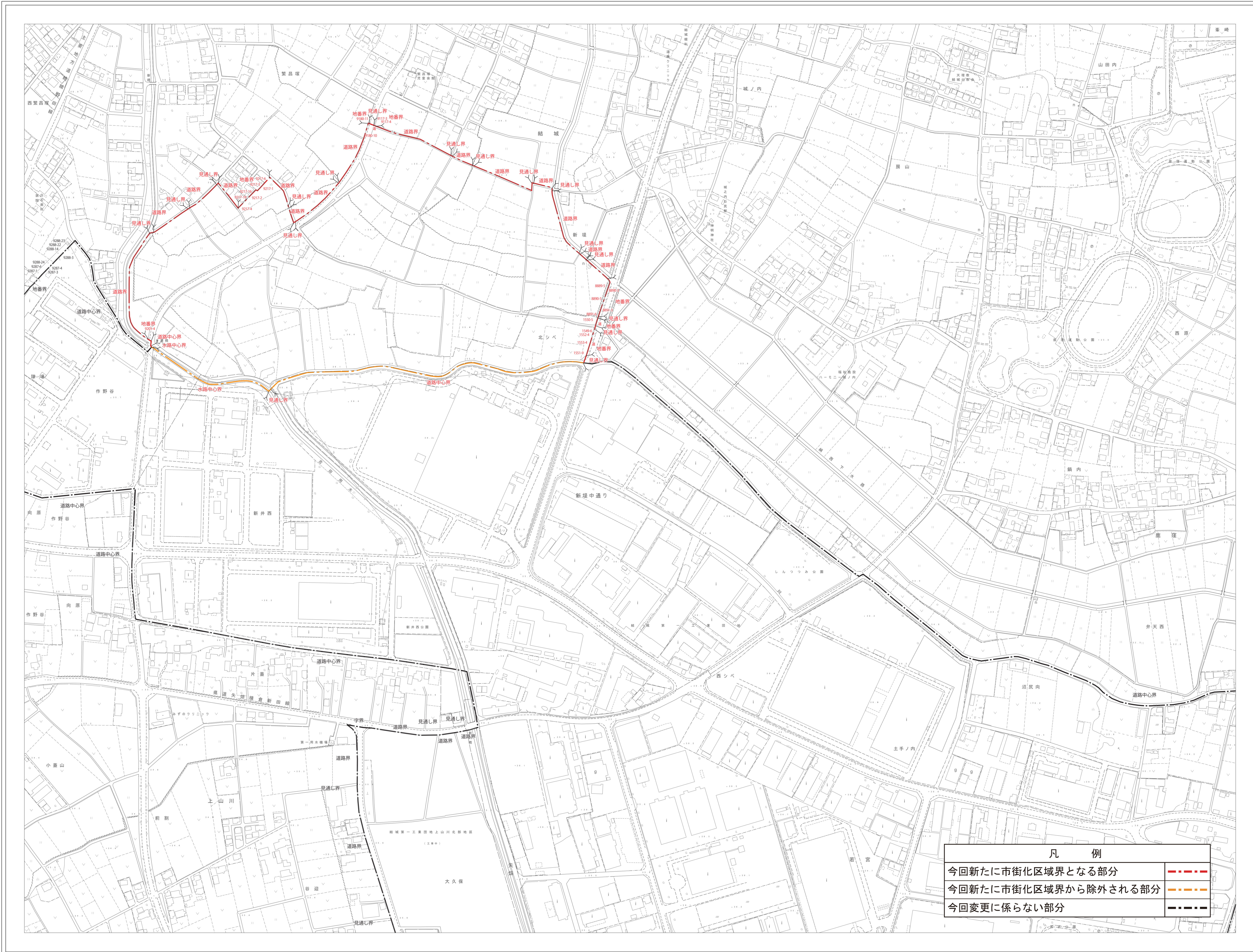


下館・結城都市計画 区域区分 計画図

平成三十一年三月

株式会社バスコ調製



Grid coordinates and zone designations:

	区画-2 (17)	区画-1 (21)	区画-4 (51)	区画-3 (52)
区画-3 (11)	区画-1 (17)	区画-2 (18)	区画-1 (51)	区画-4 (52)
区画-3 (11)	区画-1 (17)	区画-2 (18)	区画-1 (51)	区画-4 (52)
区画-2 (15)	区画-1 (16)	区画-3 (17)	区画-1 (18)	区画-2 (19)
区画-4 (20)	区画-3 (21)	区画-4 (22)	区画-3 (23)	区画-2 (24)
区画-2 (24)	区画-1 (25)	区画-2 (26)	区画-1 (27)	区画-2 (28)
区画-4 (29)	区画-3 (30)	区画-4 (31)	区画-3 (32)	区画-2 (33)
区画-2 (33)	区画-1 (34)	区画-3 (35)	区画-2 (36)	

Legend for building types:

三 角 点 △	△ 37.2
本 準 点 □	□ 12.04
多 角 点 等 ●	● 42.3
合 意 地 域 ■	■ 35.6
準 許 地 域 ○	○ 26.75
準 許 地 域 △	△ 45.6
準 許 地 域 □	□ 25.6
準 許 地 域 ○	○ 18.7

Detailed legend for various symbols and infrastructure:

- Symbol: 〇
 公共施設 |

- Symbol: △
 公共施設 |

- Symbol: □
 公共施設 |

- Symbol: ○
 公共施設 |

- Symbol: △
 公共施設 |

- Symbol: □
 公共施設 |

- Symbol: ○
 公共施設 |

- Symbol: △
 公共施設 |

- Symbol: □
 公共施設 |

- Symbol: ○
 公共施設 |

- Symbol: △
 公共施設 |

- Symbol: □
 公共施設 |

- Symbol: ○
 公共施設 |

- Symbol: △
 公共施設 |

- Symbol: □
 公共施設 |

- Symbol: ○
 公共施設 |

- Symbol: △
 公共施設 |

- Symbol: □
 公共施設 |

- Symbol: ○
 公共施設 |

- Symbol: △
 公共施設 |

- Symbol: □
 公共施設 |

- Symbol: ○
 公共施設 |

- Symbol: △
 公共施設 |

- Symbol: □
 公共施設 |

- Symbol: ○
 公共施設 |

- Symbol: △
 公共施設 |

- Symbol: □
 公共施設 |

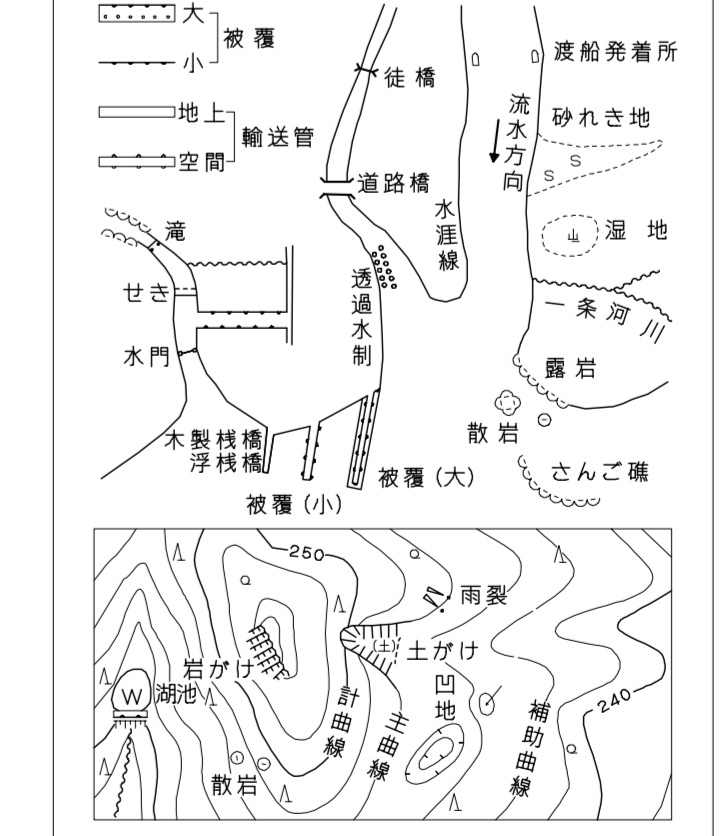
- Symbol: ○
 公共施設 |

凡例 (Legend)

今回新たに市街化区域界となる部分	(Red dashed line)
今回新たに市街化区域界から除外される部分	(Orange dashed line)
今回変更に係らない部分	(Black dashed line)

Legend for various symbols:

Symbol: △	公共施設
Symbol: □	公共施設
Symbol: ○	公共施設
Symbol: △	公共施設
Symbol: □	公共施設
Symbol: ○	公共施設
Symbol: △	公共施設
Symbol: □	公共施設
Symbol: ○	公共施設
Symbol: △	公共施設
Symbol: □	公共施設
Symbol: ○	公共施設



1. 平成三十一年三月

2. 調査者 国土院(国土院)調査課

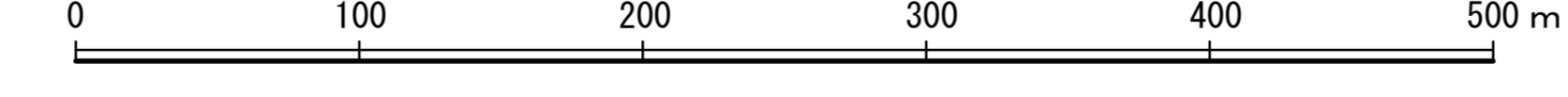
3. 調査対象 国土院(国土院)調査課

4. 調査対象 国土院(国土院)調査課

5. 調査対象 国土院(国土院)調査課

6. 調査対象 国土院(国土院)調査課

1:2,500



1. 市街化区域(市街化区域)の境界線は、平成三十一年三月現在の市街化区域(市街化区域)の境界線に基づき、今回新たに市街化区域界となる部分、今回新たに市街化区域界から除外される部分、今回変更に係らない部分を示す。

2. 市街化区域(市街化区域)の境界線は、平成三十一年三月現在の市街化区域(市街化区域)の境界線に基づき、今回新たに市街化区域界となる部分、今回新たに市街化区域界から除外される部分、今回変更に係らない部分を示す。

3. 市街化区域(市街化区域)の境界線は、平成三十一年三月現在の市街化区域(市街化区域)の境界線に基づき、今回新たに市街化区域界となる部分、今回新たに市街化区域界から除外される部分、今回変更に係らない部分を示す。

4. 市街化区域(市街化区域)の境界線は、平成三十一年三月現在の市街化区域(市街化区域)の境界線に基づき、今回新たに市街化区域界となる部分、今回新たに市街化区域界から除外される部分、今回変更に係らない部分を示す。

5. 市街化区域(市街化区域)の境界線は、平成三十一年三月現在の市街化区域(市街化区域)の境界線に基づき、今回新たに市街化区域界となる部分、今回新たに市街化区域界から除外される部分、今回変更に係らない部分を示す。

6. 市街化区域(市街化区域)の境界線は、平成三十一年三月現在の市街化区域(市街化区域)の境界線に基づき、今回新たに市街化区域界となる部分、今回新たに市街化区域界から除外される部分、今回変更に係らない部分を示す。

結 城 市